

【続報(海運業者向け通達)】新型コロナウイルスの感染拡大に伴う渡航制限措置について

- 1 マーシャル保健省は、全ての海運業者に対し、マーシャルへの入港を予定する全ての船舶の航海旅程（写し）を到着2週間前までに提出することを義務付ける旨通達する。

- 2 新型コロナウイルスに係る制限
 - (1) 2月2日から3月2日までの30日間、空路・海路いずれも渡航制限対象国（以下2（2）参照）からの全ての渡航を禁止する。従って、これら制限対象国から、またはこれら制限対象国を経由する全ての船舶は、マーシャルへの入港及び船員の下船を許可しない。
 - (2) 渡航制限対象国：中国、香港、マカオ

- 3 麻疹に係る制限

新型コロナウイルスに係る制限国以外の国からマーシャルへ入港する船舶について、以下の文書の提出を求める。

 - (1) Proof of MMR up-to date vaccination
 - (2) Health clearance from the last port
 - (3) Vessel Particulars (schedule/ itinerary)
 - (4) Surveillance forms completed and ready for submission

* 麻疹対策は現在も継続中です。併せご注意ください。

(2019年12月18日付「【広域情報】マーシャルにおける麻疹（はしか）に対する水際措置」をご参照ください。)

本情報は、外務省海外安全ホームページの「マーシャル」にも記載されております。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_269.html#ad-image-0